

報道機関各位

発信日	令和6年11月1日	担当者名	林 康司
担当課	地域福祉課	電話番号	0942-85-3553

令和6年度新たな住民税非課税世帯等支援給付金の
対象世帯抽出誤りによる誤支給について

事業内容	令和6年度新たな住民税非課税世帯等支援給付金を支給するにあたり、対象世帯の抽出に誤りがあり、誤支給がありましたので、お知らせします。 関係者の皆様、市民の皆様には、ご迷惑をおかけしましたことを深く、お詫び申し上げます。
------	---

添付資料	詳細資料
------	------

関連サイト	—
-------	---

令和6年度新たな住民税非課税世帯等支援給付金の 対象世帯抽出誤りによる誤支給について

1 概要

本給付金の支給対象外である「令和5年度に実施した低所得世帯向け給付金※1対象世帯」の一部世帯に対し、今回誤って本給付金を支給したものの。

※1 令和5年度物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金

(追加給付分：1世帯あたり7万円)

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対する支援給付金

(1世帯あたり10万円)

2 経緯

令和6年9月24日、本給付金の申請受付業務窓口において、支給対象外の可能性のある申請事案が判明した。そのため、本給付金を支給したすべての世帯を確認したところ、本来は本給付金の対象外である「令和5年度に実施した低所得世帯向け給付金の対象世帯」に対して、一部世帯へ入金済であることが判明した。

3 対象世帯及び誤支給金額

33世帯 計330万円(10万円/世帯)

4 発生原因

本給付金の支給業務に伴うシステム改修委託業者(行政システム九州株式会社：福岡市)のシステム改修において、一部対象外とする条件(令和5年度の支給対象者が亡くなられ、令和6年度同一世帯の新たな世帯主に対しては支給対象とならないこと)の漏れがあることにより、除外できていない世帯があり、誤って本給付金の対象世帯として反映されていた。

5 対応

誤支給となった世帯については、訪問によりお詫び、経緯の説明及び本給付金の返還の依頼を行ない、返還いただく手続きを進めている。

6 再発防止への取り組み

今後の発注において委託業者に対し、システム改修の際には対象者の抽出要件などの範囲を把握し、課題対応を会社内で情報共有させ、その対応を確認したうえで、市と十分な協議を行いながら業務に取り組まれるよう指示を行います。

本市においても、委託業者とともに作業内容等の確認を徹底し、再発防止に取り組んでまいります。

7 本給付金の支給要件（参考）

（給付対象となる世帯）

基準日（令和6年6月3日）において、鳥栖市に住民登録がある世帯のうち、以下に該当する世帯

- ・ 令和6年度新たな住民税非課税世帯
：「住民税均等割非課税者」のみで構成される世帯
- ・ 令和6年度新たな住民税均等割のみ課税世帯
：「住民税均等割のみ課税者」または「住民税均等割のみ課税者と均等割非課税者」
で構成される世帯

※本給付金は、令和6年度に「新規」に該当世帯となった世帯を対象としたものであり、令和5年度に実施した「低所得世帯向け給付金」の対象世帯は、本給付金の対象外。